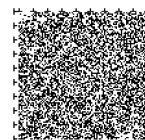


市橋委員提出資料



東京都障害者施策推進協議会 第6回専門部会への意見

委員名 市橋博

団体名 障害者と家族の生活と権利を守る都民連絡会

これまでの「論点整理」として示されている資料11「東京都障害者・障害児施策推進計画の策定に向けて（素案）」（以下、この意見内では「(素案)」と示す）、および、今回「障害福祉以外の分野について」として示されている資料4から資料10まで、さらにこれまで論議になっていない他の分野について意見を述べます。ぜひ東京都障害者・障害児施策推進計画（以下、この意見内では「計画」と示す）に反映していただくようお願いします。

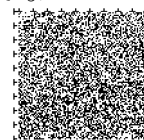
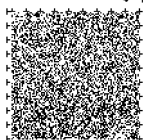
1. 「スポーツ・文化芸術活動」について

「スポーツ・文化芸術活動」について、「(素案)」においては施策目標Ⅰ「共生社会実現に向けた取組の推進」の中の「4 スポーツ・文化芸術活動や生涯学習・地域活動等への参加の推進」として位置づけられています。したがって、ここでは、生涯学習も含めた形で意見を述べます。

教育を受ける18歳までの期間を過ぎた障害者にとって、いわゆる生涯教育の機会と、余暇活動の保障は重要な課題です。施策目標Ⅰにおいて、「スポーツや文化芸術活動の推進」については、これまでも多くの事業が展開され、また東京オリンピック・パラリンピックの取り組みを通じて、少しずつでも進んできているように思います。

今回、「(素案)」でも、あらたに「身近な地域でさまざまなスポーツに親しめる場の開拓」が記述されたことは重要です。バリアフリーな施設が地域に豊かにあることが必要になってくるということです。その点で、共生社会実現ということからも公立小中学校や高校がひとつの重要な位置づけになるだろうと考えられますが、まだまだバリアフリーになっていない学校も多くありますので、教育庁が主導しながら整備していくことを、「計画」に明記してください。さらに、やはり障害者スポーツの場としての、ハード面もソフト面も総合的に整備されている障害者スポーツセンターを、現在の都内に2か所から増やしていくことについても検討する課題として「計画」に明記してください。

一方で、多くの青年・成人期の障害者が真に求めている地域での余暇活動については、その整備がまだ不十分であり、また実施されている場合も私的な努力により運営されていて、体制的にも財政的にも不安定な場合が多いと考えられます。「青年・成人期の余暇活動支援事業」については、共生社会の実現のためにも一層充実していく必要があります。「(素案)」においては、「身近な地域に活動の場があることは非常に重要である」「都は積極的に支援する必要がある」とこれまでより強い姿勢を示していますが、現状は実施主体は区市町村であるとして、都は積極的な働きかけや支援ができていないと考えられます。実施している区市町村の教訓や課題について、各区市町村担当課や支援団体と交流する機会をもつだけでな



く、東京都として財政的な支援を拡大するなど、実施区市町村を広げていくための東京都の主体的なとりくみについて明らかにする必要があります。

2. 「福祉のまちづくり」について

「福祉のまちづくり」については、まずは条例があり、私自身も福祉のまちづくり推進協議会に参加して推進計画策定に尽力してきました。また「福祉のまちづくり」については、何よりも市民理解が増してきたと感じています。今後、障害者権利条約に沿い、パラリンピック東京2020大会で到達した、まちづくりの水準を生かし、具体的計画をたてることが重要です。以下、いくつかの観点で意見を述べますので、ぜひ「計画」に反映するようにしてください。

ホームドアの整備促進、バリアフリールートの複数化は、私たちも長年要求してきたことです。ノーマライゼーションの初歩として特に重要なことですので、年次計画をたて、早期に実現するよう推進していくことを「計画」に明記してください。

ユニバーサルデザイントイレも年次計画をたて増設することを「計画」に明記してください。その際、男女共同トイレのあり方については、「多様な性」をもつ人などから意見を聞き、あり方を検討しなければならないことを述べておきます。

「(素案)」には、「誰もが円滑に移動できる環境を整備する」としています。その点で、観光バス・空港アクセスバス、高速バスでのリフト・エレベーター付き車両の導入、ユニバーサルデザインタクシーなども重要ですので、引き続き進める課題として明記してください。一方で「円滑に移動する」ことを困難にする、駅の無人化、ワンマン・無人運転化は検討すべき課題であることを示しておいてください。

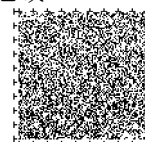
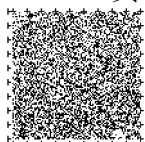
その他、「東京2020大会の水準をスポーツ施設だけでなく、公会堂や映画館などにも活かす」「車いす使用者用客室を多数持つ宿泊施設を推進する」「小規模店舗のバリアフリー化については、基準をもうけ、奨励金や補助金を検討する」「都立庭園について、バリアフリー化を研究・検討する」「工事中（例、新宿駅西口地下等）のところの安全を総合的に守る」などの課題もあることを示しておいてください。

都は、まちづくりの推進に向けて、公共施設のバリアフリー化をおこなうことで、その他のまちづくりを率先するということを明記して、姿勢を示してください。

3. 「障害者の住まいの確保」について

「障害者の住まいの確保」については、「(素案)」では「Ⅱ 地域における自立生活を支える仕組みづくり（施策目標Ⅱ）」の中の、5つ目の項目として位置付けられています。

しかし、「住まいの確保」は一つのサービスとして考える問題ではなく、憲法25条で「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とされているように、社会保障と位置付けられる課題です。すなわち、「地域における自立生活を支える」ために真っ先に位置づけられるべきではないでしょうか。「Ⅱ」の項立てとして、地域移行や地域



におけるサービス提供を述べる前に、まずは障害者のそれぞれのねがいや実態に応じた「住まいの場」の社会保障をしたうえで、その住まいの場でのサービス提供や地域移行を述べる必要があると考えます。

障害者の「住まいの確保」という点では、都営住宅や一般住宅の他に、グループホームや入所施設があります。それらのどの「住まい」を選ぶかについては、本人や家族の意向・選択を尊重することが必要であり、まずはそのような多様な住まいの場を確保することが東京都には求められます。

そうした観点から、まずは、多くの障害者が望んでいる「住まいの確保」として、応募しても入ることが難しい都営住宅の新築が必要です。また、その都営住宅の内部構造についても、現在の障害者の障害の実態や生活スタイル、また、災害時の対応などをふまえたものとしてさらに研究を進めることが必要になります。

また、「(素案)」では、「Ⅱ」の「3 地域移行の促進と地域生活継続のための支援」が項目としてあげられています。そこでは入所施設者数は7344人を超えないこととされています。しかし「住まいの確保」を社会保障と考えれば、このことは本末転倒です。第2回の専門部会の時に意見したように、まずは身体障害者と知的障害者で1400人ほどの入所施設の待機者がいること、つまり1400人の社会保障としての「住まいの確保」ができていないことと考えられますので、入所待機者はゼロにすることこそがまずしなければならないことです。そのうえで、地域の「住まい」に移行を希望する入所者について、必要な支援をおこなっていくことを施策とするべきです。

4. 「災害時の要配慮者対策」について

「(素案)」では、「Ⅱ 地域における自立生活を支える仕組みづくり(施策目標Ⅱ)」に「6 安全・安心の確保」として述べられています。

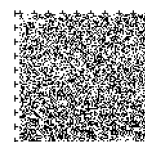
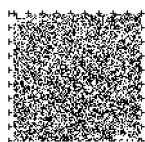
この中で、私たち障都連が第4回専門部会で強く主張した避難行動要支援者の個別避難計画について、反映されていることに感謝します。

そのうえで再度補強意見として述べます。

現在個別避難計画の策定は、総務省の調査によれば、東京都においては避難行動要支援者名簿に載っている方のおおよそ10%しかすすんでいません。都内の自治体によっても策定状況に大きな差があります。この課題については、東京都は各自治体任せにすることなく、早急に100%の策定を目指すべく、必要な支援を行っていくことを述べるべきです。

さらに、すべての自治体において個別避難計画に基づいた避難訓練が行われるようにすべきです。東京都が各自治体の避難訓練の状況やその教訓・課題を、各自治体で共有できるように主体的な役割を果たすとともに、必要な予算を配分することが求められます。

「早急に100%の個別避難計画の作成を目指す」とことと「避難訓練の実施」という文言を「計画」に位置付けてください。



5. 「特別支援教育」について

「(素案)」では、「Ⅲ 社会で生きる力を高める支援の充実(施策目標Ⅲ)」として、「2 すべての学校における特別支援教育の充実」が述べられています。

特別支援教育については、この項でのべられているように、都は「東京都特別支援教育推進計画(第二期)第2次実施計画」を策定しました。「(素案)」では、第2次実施計画に基づき「すべての学びの場における特別支援教育の充実を図り、共に学び支え合う共生社会「インクルーシブシティ東京」の実現を目指した取組を進めている」と加筆されています。現在、東京都の特別支援教育の課題も大きい状況を考えれば、さらに以下のような現状認識を加筆すべきだと考えます。

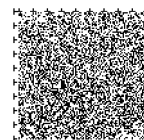
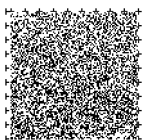
「一方で第2次実施計画中に顕著になった学校の過大過密・教室不足や教員不足などの課題については、第3次計画で早急に解消していく必要がある。」

根拠となる意見として、第4回専門部会で障都連から述べたことを、再度記しておきます。

「小中学校の特別支援学級や特別支援教室(いわゆる通級指導)、そして特別支援学校への在籍児童・生徒数が年々増加しているにもかかわらず、それを受け入れるに十分な環境や体制ができていません。

特別支援学校は、人数の増加に対して適切な学校の新增設がないため、特に知的障害校において教室不足が顕著になっています。文部科学省の教室不足調査では、令和3年10月1日現在で都内の特別支援学校で514もの教室が足りないとなっています。図工室や調理室などの特別教室を普通教室に転用したり、普通教室を2つや3つに間仕切したり、倉庫などを教室に転用したりしてもなお、これだけ足りないということです。現在この教室不足が解消されるどころか、多くの学校では入学者が増えてますます教室が足りないという状況になっています。この点については、事業240「都立特別支援学校の適正な規模と配置」があげられていますが、東京都特別支援教育推進計画(第二期)での学校の新築増改築等でもその教室不足がすべて解消できないものとなっています。さらなる実状に応じた新增築計画が必要になっています。

小中学校の特別支援学級や特別支援教室では、特に教員体制が劣悪になっています。現在都内の多くの小中学校で教員が欠員となっており、4月7日時点での80人から、9月1日時点では140人と悪化しています。そのため、年度途中に特別支援学級や特別支援教室の担当教員が減らされ、普通学級の穴埋めに回されているという実態があります。現在都内の特別支援教室の担当教員は、一人当たり12人の児童の指導をするよう配置されていますが、特別支援教室担当教員が普通学級にまわされたため、12人を超えて指導するようになり、もしくは、特別支援教室の指導が中断されてしまったりすることもあります。これまでの東京の特別支援教育を支えてきた教員体制については最低限確保すること、そして障害の多様化・重度化に対応するさらなる十分な教員体制の確立が必要です。」



6. 「福祉人材の確保・育成・定着」について

まず初めに述べておきたいのは、「計画」をたてる際の大きな課題として、障害福祉サービスを必要とする今後の量的な推定と、それを保障するために必要な常勤の福祉労働者の人数を明らかにしていく必要があります。それがないと、障害福祉サービスの「質の保障」はかなわないこととなります。「計画」に明記していく必要があります。

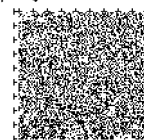
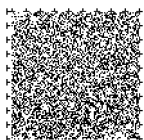
「(素案)」では、「現状においては、一般に他業界に比較して賃金が低い傾向にあり」「福祉施設の実態を調査し、抜本的な処遇改善を図るように国に働きかけていくことも必要である」と、サービスを安定的に提供することが難しい状況の原因を述べていることは重要です。「ハローワークに求人募集を出しても、応募者がいない。」「時給が安くて他の企業に負けてしまう」「人材派遣のFAXが毎日来て、高額な手数料は払えない」など慢性的な職員不足の中で職員が疲弊し、現場からは「障害者支援の内容を減らさざるをえない」と悲痛な声があがっています。2018年度の報酬改定チームにおいて、厚生労働省の出した障害福祉関係の職員給料は最低水準の月平均23万円で、この実態が職員確保を困難にしています。これは基本報酬を引き下げて加算で評価する処遇改善の施策の効果がなかったことを証明しています。

その点で、11月1日に東京都が国にあてて「障害福祉サービス報酬改定等に関する緊急提言」を出し、「障害福祉サービス等における人材の確保・育成・定着について、処遇改善は、加算ではなく報酬の基本部分に組み込むなど恒久的なものとする」としたことは、東京都の覚悟の表れであると考えられます。

2024年度の報酬改定では、15年間ほどで障害福祉サービス等の利用者数や予算額がそれぞれ3倍になったことを受け、障害福祉サービスの持続可能性が主な検討課題に挙げられています。もし報酬減額が断行されれば、さらに職員不足に拍車がかかり、事業の存続はできません。その結果、障害のある人たちの健康や暮らしが脅かされる事態になります。しかし、「(素案)」で、人材の確保・育成のためのとりくみの充実として述べていることの中には、「賃金が低い」というこの最大の原因である処遇改善について、東京都として何ができるかを論議し、計画に反映することが書かれていません。職員不足と待遇の実態を調査し、抜本的な障害福祉職員の処遇改善を図るよう国に働きかけるだけではなく、東京都の独自の措置を考えるべきではないでしょうか。

これまでの処遇改善に関する東京都の施策で、資格取得の経費補助や奨学金返済、職員宿舍借り上げ、などについては有効だとは思いますが、さらなる改善・強化が必要です。例えば、宿舍借り上げは4年間という期限があることによって、十分進んでいません。職員本人に直接給付する相当額の住居手当などの方が有効な手立てであると考えられます。そして処遇改善という点で、東京都独自に賃金保障をする事業の確立を検討すべきです。

また、計画相談支援を担当する相談支援専門員も不足していることからセルフプラン率は一向に減少せず、とりわけ児童分野の進捗はまだ半数程度です。基幹相談支援センターについても、設置は進んでいるように見えますが、相談支援専門員の配置が少ないなど区市町



村でバラバラです。地域における相談支援の中核的な役割を担い、業務を総合的に行うという本来の基幹相談支援センター機能とかけ離れています。各相談支援事業所も業務の多さに対し報酬上の評価が少ないため、相談支援専門員の加配ができない実態があります。東京都は、相談支援をどう考え、相談支援専門員の育成をしていくのか、予算の拡大を図りながら示していくべきではないでしょうか。

7. 「障害者の医療」について

現行の東京都障害者・障害児施策推進計画（令和3年度～令和5年度）において、取組事業として位置づけられて医療費公費負担・助成制度の充実の取り組みがすすめられています。東京都が独自の施策としてこれらのとりくみをすすめてきていることについては積極的に評価します。引き続き継続していくことを求めるものです。

しかし「(素案)」では、「Ⅱ 地域における自立生活を支える仕組みづくり(施策目標Ⅱ)」の中で、障害者の医療についての言及がほとんどありません。障害者の自立生活の中で医療は重要な柱となります。せめて、「4 保険・医療・福祉等の連携による支援体制」の中に、すべての障害者の医療への支援としての項目を新設してください。

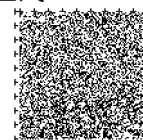
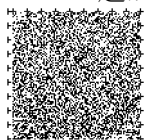
例えば医療費助成制度の対象外となっている障害者からは、制度の拡充を求める声があがっています。具体的には、愛の手帳3度・4度の方や、精神障害者保健福祉手帳2級・3級の方などです。年金や福祉手当に作業所等の工賃などを加えても月々の生活は厳しい方が多く、その中で医療費助成の対象外となっているため医療費は3割負担となっています。受診抑制であったり、高齢の保護者に負担をかけていたりするという訴えが多く寄せられています。

今後、心身障害者医療費助成制度の対象を拡大することの是非を検討するためにも、まずは何らかの形で実態調査を行うことを新計画に位置付けることを提案します。

8. 「障害者の所得保障」について

「(素案)」の「第1 障害(児)福祉計画に係る基本的事項」の「1 障害(児)福祉計画の基本理念」の中で、「基本理念Ⅱ 障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現」が述べられていることに賛成します。「障害の種別にかかわらず、また、どんなに障害が重くても、必要とするサービスを利用しながら、障害者本人が希望する地域で安心して暮らせる社会の実現を目指す」ということに、私たちも行政や当事者や関係者のみなさんと一緒に真剣に取り組んでいく所存です。

「安心して暮らせる」ために重要なことの一つとして、「所得の保障」があることは異論のないところだと考えます。都もこれまで、就労支援や工賃アップなど、障害者の所得保障につながるさまざまな事業を行っていますが、今後も引き続き充実拡大していくことを望むところです。しかし、この「(素案)」の中では「所得保障」について、障害者の実態や課題がほとんど書かれていません。所得保障は国の責任だ、ということもありますが、「住民



の福祉の増進を図る」という地方自治体の責務から考えれば、この「計画」には障害者の所得保障についてしっかり位置付ける必要があります。

現在の社会情勢の中で、障害者が「地域で安心して暮らす」ことは難しくなっている状況もあります。障害者の所得保障は、賃金・工賃の他に年金・手当がありますが、物価高騰や十分な賃金が保障されていないことから、とても厳しくなっています。物価はあがっているのに、年金も手当は長年据え置かれたままです。東京都は今年度障害者の生活実態を調べる東京都福祉保健調査を行いました。ぜひその結果を見ながら、障害者が「地域で安心して暮らす」ための所得保障について、計画に位置付け、今後のとりくみにつなげていく必要があると考えます。

